

# 【終】 新たなまちづくりに向けて

魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川



新たなまちづくりに向けて…………… 104

**1** 市民の参画・市民との協働によるまちづくりに向けて…………… 105

**2** まちづくり推進体制の充実…………… 106

**3** 都市計画マスタープランの進捗管理と見直しについて…………… 106

## 新たなまちづくりに向けて

本市では、平成20年4月に施行した「みんなのまち基本条例」において、市民、議会及び行政が共有する自治の基本的な理念と原則を定め、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むという理念を明確にした上で、市民参画の推進を図り、ともにみんなが誇れる住みよいまちを目指し、市民との協働によるまちづくりを推進することとしています。

都市計画によるまちづくりにおいても、この理念を尊重し、市民の参画や市民との協働により推進していくことが重要です。

市民参画・市民との協働によるまちづくりを進めていくためには、都市計画を中心としたまちづくりに関する情報の共有をはじめ、行政として、地域におけるまちづくり活動を支援していくことができる仕組みづくりが求められます。

また、都市計画マスタープランに基づき、市民が主役のまちを形成していくためには、市民のまちづくりに対する意向を的確に把握するとともに、施策の進捗管理を行い、新たなまちづくりに反映させていくことが重要です。

これらのことから、都市計画マスタープランによる新たなまちづくりを進めていく上で、市として果たすべき役割について、以下のとおり整理します。



## 1 市民の参画・市民との協働によるまちづくりに向けて

### (1) まちづくり情報の発信と双方向の情報交換

市のホームページや広報紙、パンフレットなどを通じて、都市計画マスタープランの周知を行うなど、今後のまちづくりに対する考え方について、市民と行政における情報の共有に努めます。

また、市民のまちづくりへの関心や意欲を高めるため、従来から行っている講演会や出前講座などを通じたまちづくりに関する情報の発信に加え、インターネットなどを活用した双方向からの情報交換が可能となる仕組みづくりに努めます。

### (2) 市民活動の活性化への支援と場づくり

本市では、市立市民活動センターを拠点とした市民活動に対する支援や、公益的な事業とにぎわいを創出する事業を展開する市民団体等に対して「公益活動支援公募補助金」と「にぎわい創出公募補助金」を補助するなど、市民活動に対する支援を行っています。

また、市内の大学などを中心とした包括連携協定の実績を踏まえて、まちづくりをはじめとする様々な分野における連携・協働の強化や拡充を進め、学生たちの若々しい斬新な感性を生かすことができる場を創出することにより、地域の活性化や人材の育成に寄与する取り組みを進めています。

これらの市民活動への支援などを継続的に行い、地域の多様な活動団体などが協働して地域課題の解決に取り組む仕組みづくりや、地域づくりを効果的に支援するコーディネーター職員の育成を進めるなかで、あわせて地域におけるまちづくりに関する話し合いの場づくりに努めます。

### (3) 地域のルールづくりにおけるまちづくり手法の活用

地域におけるまちづくりを推進するなかで、具体的に土地利用や建物に関する制限を行い、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを実現するためのルールづくりを行う手法として、地区計画や建築協定などがあります。

なお、これらの手法を活用するためには、地区内に居住する市民の方々が主体となり、自らのまちを自らの手によって守り、育てて行くため、まちづくりの方向性をはじめ、具体的な制限内容について継続的に話し合いを重ねることが重要です。

このような市民が主体のまちの形成に向けた取り組みに対して、出前講座などを通じ、市民による勉強会等の組織化や、ルールづくりに必要となる情報を提供するなど、市として積極的に支援していきます。

## 2 まちづくり推進体制の充実

都市計画マスタープランは、都市計画、防災、景観、自然環境など、各種のまちづくり分野を総合的・一体的に進めていくための指針となるものです。

そのため、各部門別計画や事業の推進においては、総合的なまちづくりを進めていく観点から、都市計画マスタープランに基づくまちづくりの方向性を十分に踏まえた上で、庁内関係部局との連携を深め、各部門別計画・事業を進めることができる体制づくりを進めます。

## 3 都市計画マスタープランの進捗管理と見直しについて

都市計画マスタープランによるまちづくりの評価を確認するため、「地域特性を活かした計画的なまちづくり」に対する市民意識を定期的に調査します。

また、市民意識調査による評価をはじめ、地域におけるまちづくり構想等の策定に係る取り組み状況や、各部門別計画・事業などの現状を把握するなど、都市計画マスタープランの進捗管理に努めます。

なお、社会経済情勢の変化等が生じた場合については、必要に応じて定期的な見直しを行います。

